

特定保健指導のススメ ~其の四~

太平洋セメント健康保険組合

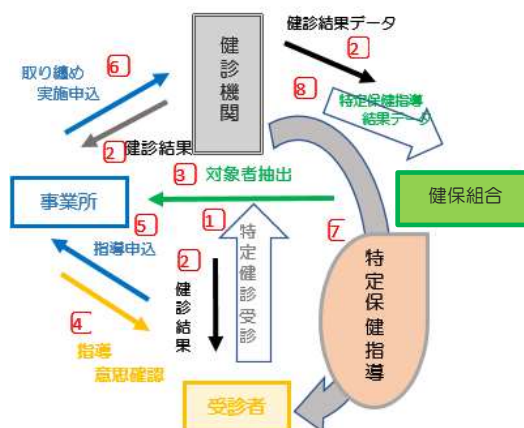


健診機関が実施する特定保健指導

太平洋セメント健康保険組合は、母体である太平洋セメント社をはじめ 49 の事業所からなっています。特定保健指導の実施は、各事業所の担当者が主体となって行っていますが、実施方法は、①特定健診を実施した健診機関で実施するパターン(実施フロー図を作成しましたのでご参照ください)、②健診機関以外で健保組合が委託している指導機関で実施する、この2つのパターンにわかれます。

実施フロー図から、①のパターンでは、健診や保健指導の実施や取り纏めなど、事業所が受診者と健診機関の間を取り持つ役割を担っていることがわかります。今回は①のパターンで保健指導を実施している太平洋セメント社の A 工場を取り上げました。

【実施フロー図】



A 工場の特定保健指導 実施率

A 工場の令和 2 年度の特定保健指導の特定保健指導の実施率は **51.4%**、令和 3 年度の実施率は **46.4%** でした。

当健保組合の保健指導の実施率は、それぞれ **27.8%**、**15.5%** でしたので、A 工場が当健保組合において数字の上からも保健指導にしっかりと取り組まれていること、またご担当者の多大なご苦勞と努力も伺いしれます。今回は、A 工場で健診と保健指導を担当されている **B さん** に事業所の担当者としての体験談を伺いました。



私の特定保健指導体験談



A 工場の **B さん**

(質問 1) 健診機関で引き続き、保健指導を実施いただいておりますが、対象者の選定はどのようにされていますか？

またその際、産業医の先生は、どのように関与されていますか？

B さん: 対象者は、定期健康診断をもとに健診機関で抽出してもらっています。...
産業医は関与していません。...

(質問 2) 対象者には具体的にどのような方法で受診をお願いしましたか？

B さん: 事前に口頭で説明し、内諾をもらってから、紙面で依頼しています。...

(質問 3) 目標は具体的にどのようなものでしたか？ (例えば実施率等)

B さん: 特に目標は定めていません。受診者全員が完走し、次回の該当者にならなければよしとしています。...

(質問 4) 困った点や反省点がありますか？

B さん: 受診者が毎年ほぼ同じ (改善されていない→指導の意味がない) というのでしょうか。...

(質問5) 今後の課題は何ですか？

Bさん: どうしたら該当者に指導が必要だと自覚してもらえるかが課題。そしてそもそも特定保健指導を受けなくてもいい体作りが課題です。

(質問6) 特定保健指導を利用しやすくなると思う方法がありますか？

Bさん: 利用しにくいとは思いますが、対象者になったと言われても、今困っていなければ(入院したとか手術したとかでなければ)、3ヶ月と期間も長いし、面倒なのが先にくるのかもしれないと思います。

(質問7) これから受診を考えている方や現在受診中の方へメッセージをお願いいたします。

Bさん: 「健康」は当たり前だと思って普段は意識していませんが、実は意識して維持しなければいけないものと年齢を経てからつくづく思います。平均寿命がのびている今、周りに迷惑をかけず健康で楽しく人生をおくるためにも、今から生活習慣を整えておきましょうと切に伝えたいです。

Bさんにはいつも特定保健指導に真摯にお取り組みいただきありがとうございます。

Bさんのご回答にもあるように「健康」を維持し続けるためには、普段の生活習慣を意識して整えることがとても重要だと思われます。

特定保健指導の対象になるということは、見た目は健康でも、体の中に病気の芽が潜んでいるかもしれないという危険信号を発していることです。せっかく健診結果から数値の悪化サインが出ていても、そのまま放置しては、将来、食事制限や入院、通院などのため、時間的にも経済的にも保健指導を受けるより大きな制約を受けることになるかもしれません。

保健指導の対象となった人に、どうすれば自覚してもらえるかは、本当に難しい課題だと思いますが、対象になったということは、まだ改善の余地はあるということと前向きにとらえていただき、何度も対象になったとしてもあきらめないで何度でもトライしていただきたいと思います。再度、保健指導を受けて、生活習慣改善の継続を目指していきましょう。

事業所の担当者の皆様には、お手数をおかけしますが、今後ともご対応のほどよろしくお願いいたします。

(完)

※健保組合では、これまでに特定保健指導を受診されて体験談を寄稿して下さる方を募集しております。ご協力いただける方は、是非、健保組合までご連絡ください。



次号は、任意継続者と被扶養家族の特定保健指導について取り上げる予定です。

(其の伍に続く)